

国土入企第 18 号
平成 28 年 2 月 17 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで、地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け総行行第 231 号・国土入企第 14 号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成 28 年 1 月 22 日付け総行行第 19 号・国土入企第 15 号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 20 条第 2 項に基づき要請してきたところです。

今般、より一層の施工時期等の平準化を図る観点から、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関して、地方公共団体において契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であることなどについて、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。